

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例(案) 修正案
1	P8、9	1 附属設備利用料金表について 2 その他	<p>チェロ用 椅子 1曲 210円は 1脚の誤りと思われませんか？ チェロだけ一曲ずつ椅子代がかかるのでしょうか？</p> <p>持ち込み器具の単位1キロワットは「1kW」を用いれば一行で解りやすく表現できると思われませんか？</p> <p>市民としては、安全管理に関し、市役所が行うものと、指定管理者が行う範囲と、使用者が負うべき範囲を明確にして欲しいと考えます。</p> <p>特に、近隣に商業施設やホテル、マンションが予定されているようですので、火気厳禁なのか火気を用いるイベントなども許可するのかあらかじめ検討しておく必要を感じました。また、きちんとした喫煙コーナーを設け、それ以外の場所は館内禁煙とし、分煙徹底に関しても指定業者がきちんと管理し、火災に関しての管理義務を負うように明記しておく必要を感じています。消防法に規定されている防災訓練の実施に関する計画・実施の責任所在等、防災に関する記載の必要性を感じています。</p>	<p>①「1曲」を「1脚」と訂正します。</p> <p>②正確性を期すためカタカナ表記にしています。</p> <p>③安全管理及び危機管理については、消防法等関連法令に基づき、施設の指定管理者公募時の仕様書に保安警備業務等に関する事項を記載します。指定管理者の選定後は、市と指定管理者で締結する基本協定書及び指定管理者が作成する緊急時のマニュアル等にてそれぞれが行う範囲を定めます。さらに、災害時には流山市地域防災計画で定められている役割に基づき、市及び指定管理者で対応していきます。</p> <p>④火気の使用可否について、屋内については原則禁止とし、屋外についてはホールとの一体的な利用に限定して、施設の管理上、影響のないものについては検討していきます。</p> <p>⑤館内を含め敷地内は全面禁煙とし、火災に関しても緊急時のマニュアル等にて市、指定管理者が対応すべき事項について定めます。</p> <p>⑥消防法に基づき、消防計画書の届出・避難訓練等の事項について施設の指定管理者公募時の仕様書にその旨記載します。</p>	有	別表3 附属設備利用料金表 共通 椅子 チェロ用 1脚 210
2	-	その他	<p>流山市おおたかの森ホールの建設に関しての件 観覧席の配置への配慮を願いたい。</p> <p>①肘掛けは席毎に分離するか、左右の仕切版的なものをつ加 別々の肘掛けとするか、肘掛けの真ん中に仕切り版をつけてほしい</p> <p>②座席の配慮の形態について 同じ位置に揃えると前席に大柄な人や帽子等をかぶっている人が座ると前がよく見えないので、半分程度ずらした配置にしてほしい</p>	<p>①肘掛けについては、前方3列のソファー型の置型椅子は席毎に分離しています。また、4列目以降については、可動席としているため構造上分離することや仕切り版は計画していませんが、快適に利用していただけるように広い座席幅、前後間隔を確保した計画としています。</p> <p>②座席配置については、4列目以降を可動席としており、構造上千鳥配置を採用していませんが、鑑賞に支障とならないよう段床、スロープの勾配を設けた計画としています。</p>	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例(案) 修正案
3	—	その他	<p>(実施要領)                      条例案第3条にある住所について、これだけでは市民は具体的にどの場所なのか理解できないと思います。第3条に記載の住所はウェブサイトを検索しても該当が見つかりません。実施要領や概要等の説明文書に当該施設の位置図を掲載して頂いた方が良いと思いました。次回のパブリックコメントの際はぜひご検討下さい。</p> <p>(施設の名称)                      本施設の名称に疑念があります。下記の理由から、本施設の名称について「流山おおたかの森市民ホール」に修正することを提案します。                      まず「流山おおたかの森」について、流山市に「おおたかの森」という住所は存在しませんから、流山市と「おおたかの森」をくっつけることに違和感を覚えます。駅や周辺商業施設は「流山おおたかの森」と表記されており、これと統一した方が良いと感じました。当該施設の特徴をどのようにアピールしていくかという市の方策とも関係すると思いますが、住所で「流山おおたかの森」を作る考えがないのであれば、住所以外の地域の呼び方、地域の愛称として「流山おおたかの森」に統一した方が良いのではないのでしょうか。駅名と統一した方が市外の方にもわかりやすいですし、暗に駅に近いという利便性のアピールにもなるでしょう。なお、「流山市立おおたかの森〇〇」のような場合とは分けて考えた方が良いと思います。                      また、「ホール」について、これだけでは何のためのホールなのか全く分からないので問題があると思います。多目的とは存じていますが、使用目的は多目的でも、設置目的は市民生活に資するためということは当然です。このホールは市民の財産であり市民の生活に資するホールですから、名称に「市民ホール」と明記すべきだと思います。「文化会館」とは異なり、「ホール」は、例えば冠婚葬祭の式場など、多様な民間施設でも使われています。この施設は公共施設ですから、それを明示するためにも「市民ホール」と明記すべきです。外国語での表記も想定されていると思いますが、市民ホールであればcivic hallと和英表記が齟齬無く書けますので、適していると思います。</p>	<p>①(実施要領)                      今後位置図の掲載等をいたします。</p> <p>②(施設の名称)                      他の公共施設と同様、施設の名称には「流山市」と明記しています。また、近隣で平成27年4月に開館した流山おおたかの森センターと同様に「おおたかの森」という表現を使用しています。                      今後、当該施設の名称については、キッコーマン アリーナ(流山市民総合体育館)と同様にネーミングライツ(命名権)による愛称を検討していきます。</p>	無	
4	—	その他	<p>施設内におけるインターネット環境(無線LAN等)の充実を求めます。                      昨年、流山市文化会館で行われたバリアフリー演劇を鑑賞しましたが、インターネットを介した情報支援に遅れがあり、作品を楽しむことが難しかったので、おおたかの森ホールには、演出・舞台設備としてもインターネット(無線LAN等)を加えて頂きたいです。                      障がい・ハンディキャップを持つ方へのサポートは、人による介護・介助が最も重要と認識しておりますが、あらゆる障がい・ハンディキャップに対して情報コミュニケーション支援を行うとき、スマートフォン・タブレット端末・ウェアラブル端末を用いること、演出の一つとしてインターネットを介した情報支援サービスの内容を共有すること等は、有用であると思います。                      障がい・ハンディキャップに対する合理的配慮の手段の選択肢が増えます。                      そのための環境づくりとして、インターネット環境(無線LAN等)が必要と考えます。</p>	<p>他の公共施設と同様、無線LANについて今後導入を進めていきます。</p>	無	

「流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例(案)」に係るパブリックコメント実施結果

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	市の考え方	修正の有無	流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例(案) 修正案
5	-	その他	<p>市民全員が満足できる施設の設置を願います。音楽ホールといっても、耳の不自由な方、体の不自由な方が利用する事もあると思います。その方のために電光掲示板、パトライトその他、緊急の場合の時などに目で見えてわかる配慮をしてほしいと思います。</p>	<p>ユニバーサルデザインの考え方や障がい者等の利用への配慮を踏まえ、今後導入を進めていきます。</p>	無	